

令和3年11月29日提出

一宮市議会定例会議案

単 行

目 次

令和3年12月一宮市議会定例会議案(単行)

議案第77号	一宮市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	1頁
議案第78号	一宮市指定障害福祉サービスの事業等の設備、運営等に関する基準等を定める条例及び一宮市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について	3頁
議案第79号	一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	5頁
議案第80号	一宮市国民健康保険条例の一部改正について	16頁
議案第81号	尾張西部都市計画事業一宮印田第1土地区画整理事業施行規程の廃止について	18頁
議案第82号	小学校オンライン学習用端末の売買契約の締結について	20頁
議案第83号	小型動力ポンプ付積載車(B2級)の売買契約の締結について	21頁
議案第84号	一宮スポーツ文化センターの管理に係る指定管理者の指定について	22頁
議案第85号	市道路線の廃止及び認定について	23頁
議案第86号	令和2年度愛知県一宮市水道事業会計利益の処分について	38頁
議案第87号	令和2年度愛知県一宮市下水道事業会計利益の処分について	39頁
報告第24号	専決処分の報告について	40頁

議案第77号

一宮市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

一宮市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月29日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第47条第1項の規定に基づき、精神保健福祉業務に従事した職員に対し特殊勤務手当を支給するため、本案を提出する。

一宮市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一宮市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成17年一宮市条例第20号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(特殊勤務手当の種類及び額) 第3条 特殊勤務手当の種類及び額は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4)～(15) 略	(特殊勤務手当の種類及び額) 第3条 略 (1)～(3) 略 <u>(3)の2 精神保健福祉業務従事職員の特殊勤務手当 規則で定める区分に応じ、日額300円</u> (4)～(15) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の一宮市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

議案第78号

一宮市指定障害福祉サービスの事業等の設備、運営等に関する基準等を定める条例及び一宮市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

一宮市指定障害福祉サービスの事業等の設備、運営等に関する基準等を定める条例及び一宮市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月29日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)等の一部改正に伴い、指定障害福祉サービス事業者等に係る虐待の防止等のための措置について、努力義務であったものが義務となったため、本案を提出する。

議案第79号

一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月29日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の一部改正に伴い家庭的保育事業者等及びその職員が、書面等に代えて電磁的記録により記録等を行うことができるようにし、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の一部改正に伴い特定教育・保育施設等が、書面等に代えて電磁的記録により記録等を行い、及び書面等の交付等に代えて当該書面等に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるようにし、並びに例規の整備を行うため、本案を提出する。

一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年一宮市条例第29号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第21条)</p> <p>第2章 家庭的保育事業(第22条—第26条)</p> <p>第3章 小規模保育事業</p> <p>第1節 小規模保育事業の区分(第27条)</p> <p>第2節 小規模保育事業A型(第28条—第30条)</p> <p>第3節 小規模保育事業B型(第31条・第32条)</p> <p>第4節 小規模保育事業C型(第33条—第36条)</p> <p>第4章 居宅訪問型保育事業(第37条—第41条)</p> <p>第5章 事業所内保育事業(第42条—第48条)</p> <p>付則 (職員)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 略 (居宅訪問型保育事業)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第21条)</p> <p>第2章 家庭的保育事業(第22条—第26条)</p> <p>第3章 小規模保育事業</p> <p>第1節 小規模保育事業の区分(第27条)</p> <p>第2節 小規模保育事業A型(第28条—第30条)</p> <p>第3節 小規模保育事業B型(第31条・第32条)</p> <p>第4節 小規模保育事業C型(第33条—第36条)</p> <p>第4章 居宅訪問型保育事業(第37条—第41条)</p> <p>第5章 事業所内保育事業(第42条—第48条)</p> <p><u>第6章 雑則(第49条)</u></p> <p>付則 (職員)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 略 (居宅訪問型保育事業)</p>

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

(1)～(3) 略

(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合

への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育

(5) 略

第37条 略

(1)～(3) 略

(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育

(5) 略

第6章 雑則

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年一宮市条例第30号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
目次 第1章 総則(第1条―第3条)	目次 第1章 総則(第1条―第3条)

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する
基準

第1節 利用定員に関する基準(第4条)

第2節 運営に関する基準(第5条—第34
条)

第3節 特例施設型給付費に関する基準
(第35条・第36条)

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する
基準

第1節 利用定員に関する基準(第37条)

第2節 運営に関する基準(第38条—第50
条)

第3節 特例地域型保育給付費に関する基
準(第51条・第52条)

付則

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる
用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると
ころによる。

(1)～(22) 略

(23) 特定地域型保育事業 法第43条第3項
に規定する特定地域型保育事業をいう。

(24)～(29) 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 略

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの
申出があった場合には、前項の規定による文
書の交付に代えて、第5項で定めるところに
より、当該利用申込者の承諾を得て、当該文
書に記すべき重要事項を電子情報処理組織
を使用する方法その他の情報通信の技術を
利用する方法であって次に掲げるもの(以下
この条において「電磁的方法」という。)に
より提供することができる。この場合におい
て、当該特定教育・保育施設は、当該文書を
交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のう
ちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する
基準

第1節 利用定員に関する基準(第4条)

第2節 運営に関する基準(第5条—第34
条)

第3節 特例施設型給付費に関する基準
(第35条・第36条)

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する
基準

第1節 利用定員に関する基準(第37条)

第2節 運営に関する基準(第38条—第50
条)

第3節 特例地域型保育給付費に関する基
準(第51条・第52条)

第4章 雑則(第53条)

付則

(定義)

第2条 略

(1)～(22) 略

(23) 特定地域型保育事業 法第43条第2項
に規定する特定地域型保育事業をいう。

(24)～(29) 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 略

計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 略

(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。)次号及び第4号に掲げる事項

(3)・(4) 略

2 略

(特別利用保育の基準)

第35条 略

2 略

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、本章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 略

(1) 略

(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。)次号及び第4号に掲げる事項

(3)・(4) 略

2 略

(特別利用保育の基準)

第35条 略

2 略

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に

掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。
(特別利用教育の基準)

第36条 略

2 略

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 略

掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。
(特別利用教育の基準)

第36条 略

2 略

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 略

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者

から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

一宮市国民健康保険条例の一部改正について

一宮市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月29日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を引き上げ、及び加算額を引き下げるため、本案を提出する。

一宮市国民健康保険条例の一部を改正する条例

一宮市国民健康保険条例(昭和35年一宮市条例第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産をしたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>404,000円</u> を支給する。ただし、当該出産が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産に該当すると市長が認めるときは、これに <u>16,000円</u> を加算した額を支給する。 2 略	(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産をしたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>408,000円</u> を支給する。ただし、当該出産が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産に該当すると市長が認めるときは、これに <u>12,000円</u> を加算した額を支給する。 2 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

議案第81号

尾張西部都市計画事業一宮印田第1土地区画整理事業施行規程の廃止について

尾張西部都市計画事業一宮印田第1土地区画整理事業施行規程を廃止する条例を次のように定める。

令和3年11月29日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

尾張西部都市計画事業一宮印田第1土地区画整理事業の清算事務の終了に伴い、同土地区画整理事業施行規程を廃止するため、本案を提出する。

尾張西部都市計画事業一宮印田第1土地区画整理事業施行規程を廃止する条例

尾張西部都市計画事業一宮印田第1土地区画整理事業施行規程(昭和61年一宮市条例第19号)は、廃止する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

小学校オンライン学習用端末の売買契約の締結について

次のとおり一宮市立小学校において使用する小学校オンライン学習用端末の売買契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

一宮市長 中野正康

- 1 物 品 名 小学校オンライン学習用端末
- 2 数 量 (1) ChromeBook 1,680台
(2) 授業支援システム及び管理コンソールサポート 一式
(3) ドリル及びプリント教材 一式
- 3 契約方法 指名競争入札
- 4 契約金額 117,590,000円
- 5 契約の相手方 名古屋市千種区内山二丁目6番22号
株式会社フューチャーイン

小型動力ポンプ付積載車 (B2級) の売買契約の締結について

次のとおり消防団において使用する小型動力ポンプ付積載車 (B2級) の売買契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和39年一宮市条例第4号) 第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

一宮市長 中野正康

- | | | |
|---|---------|----------------------------|
| 1 | 物 品 名 | 小型動力ポンプ付積載車 (B2級) |
| 2 | 台 数 | 3台 |
| 3 | 契 約 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 44,243,970円 |
| 5 | 契約の相手方 | 一宮市時之島字中屋敷29番地
株式会社三陽商会 |

一宮スポーツ文化センターの管理に係る指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり一宮スポーツ文化センターの管理を指定管理者に行わせるため、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

一宮市長 中野正康

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

一宮スポーツ文化センターの設置及び管理に関する条例(平成24年一宮市条例第30号)第2条に規定する次の施設

名 称	位 置
一宮スポーツ文化センター	一宮市真清田1丁目2番30号

2 指定管理者として指定する共同事業体の名称並びに代表構成団体等の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 共同事業体の名称

シンコースポーツ・新生ビルテクノグループ

(2) 代表構成団体

名 称	主たる事務所の所在地
シンコースポーツ中部株式会社	名古屋市中区栄一丁目16番6号

(3) 構成団体

名 称	主たる事務所の所在地
新生ビルテクノ株式会社名古屋支店	名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年間)

市道路線の廃止及び認定について

市道の路線を次のとおり廃止し、及び認定したいので、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

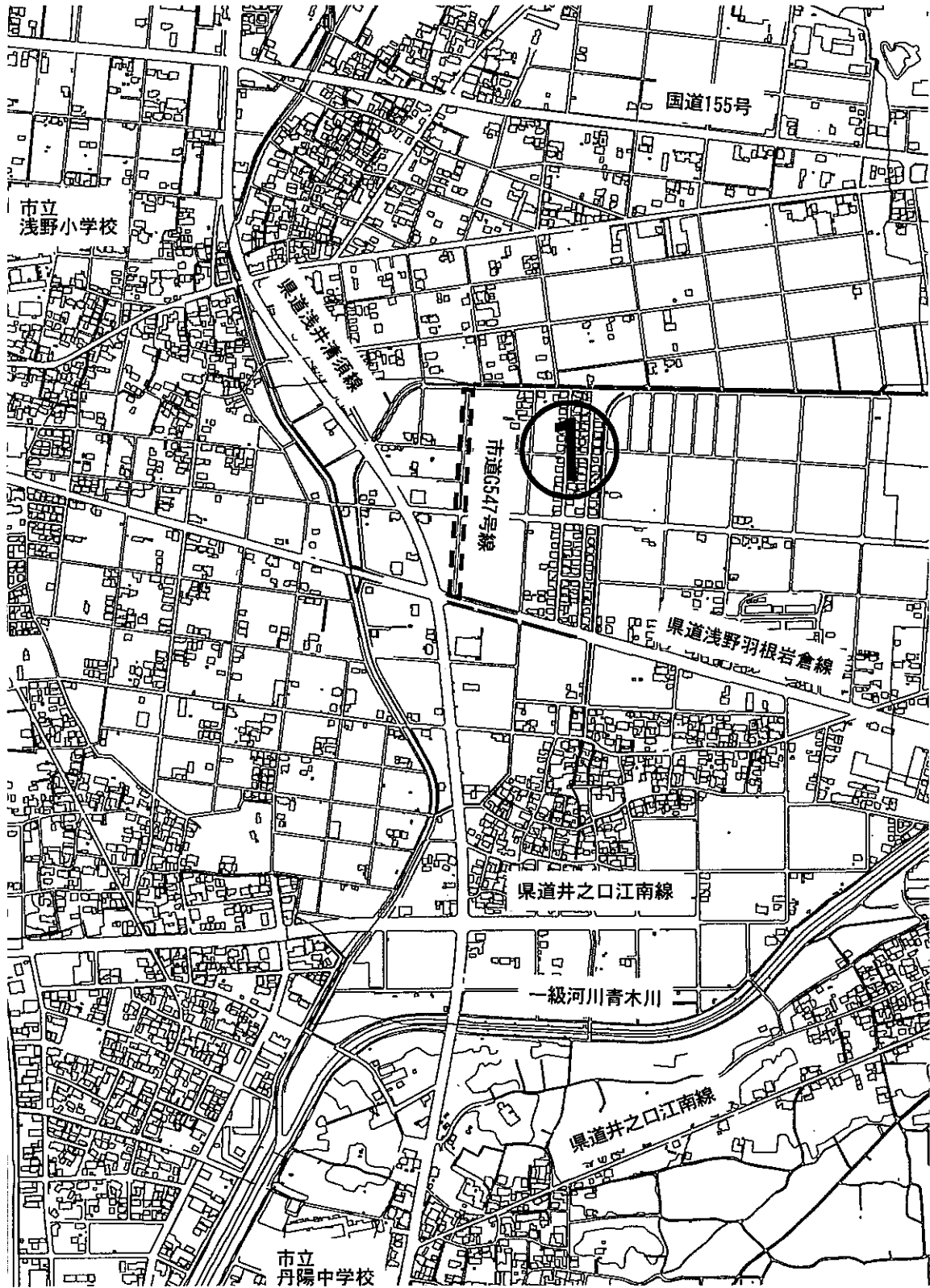
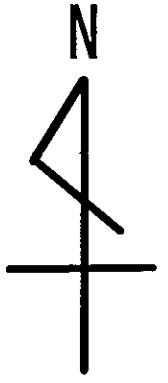
令和3年11月29日提出

一宮市長 中野正康

凡	例
①	路線廃止整理番号
[---]	路線廃止部分
●	路線廃止起点
▲	路線廃止終点
1	路線認定整理番号
■	路線認定部分
○	路線認定起点
△	路線認定終点

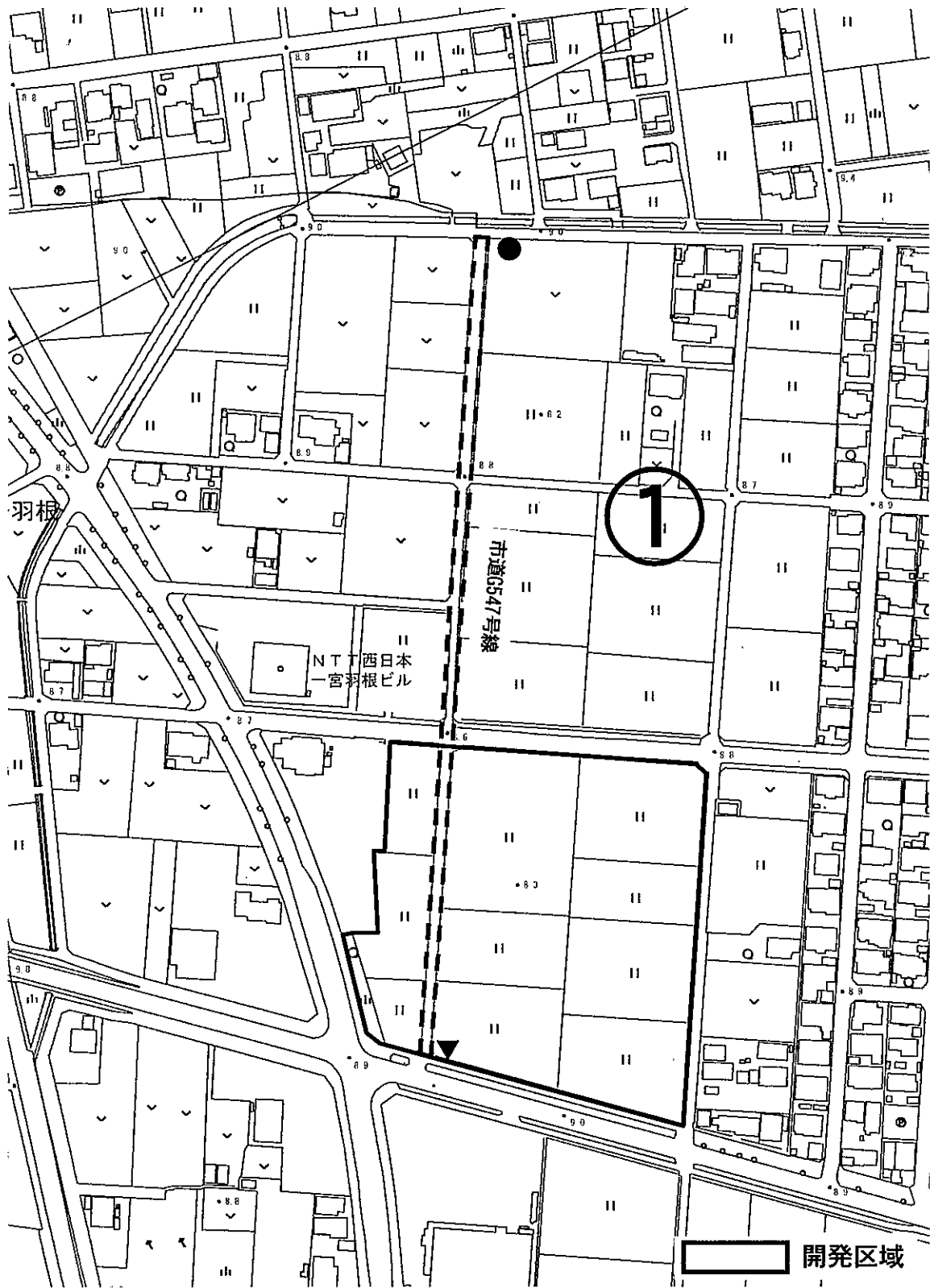
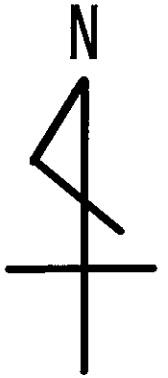
案内図

S=1 / 10,000



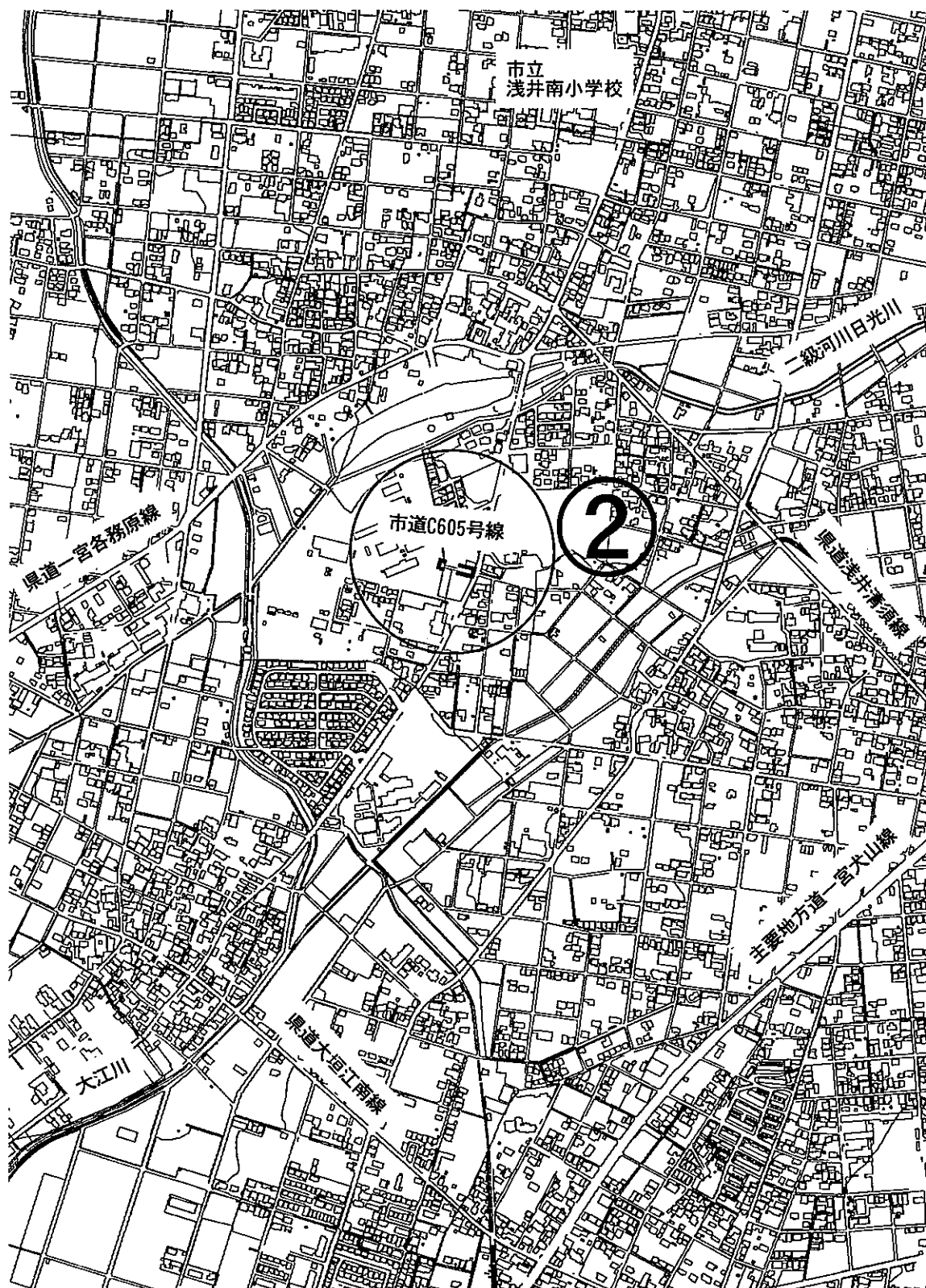
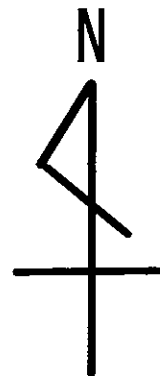
位置図

S= 1 / 2, 500



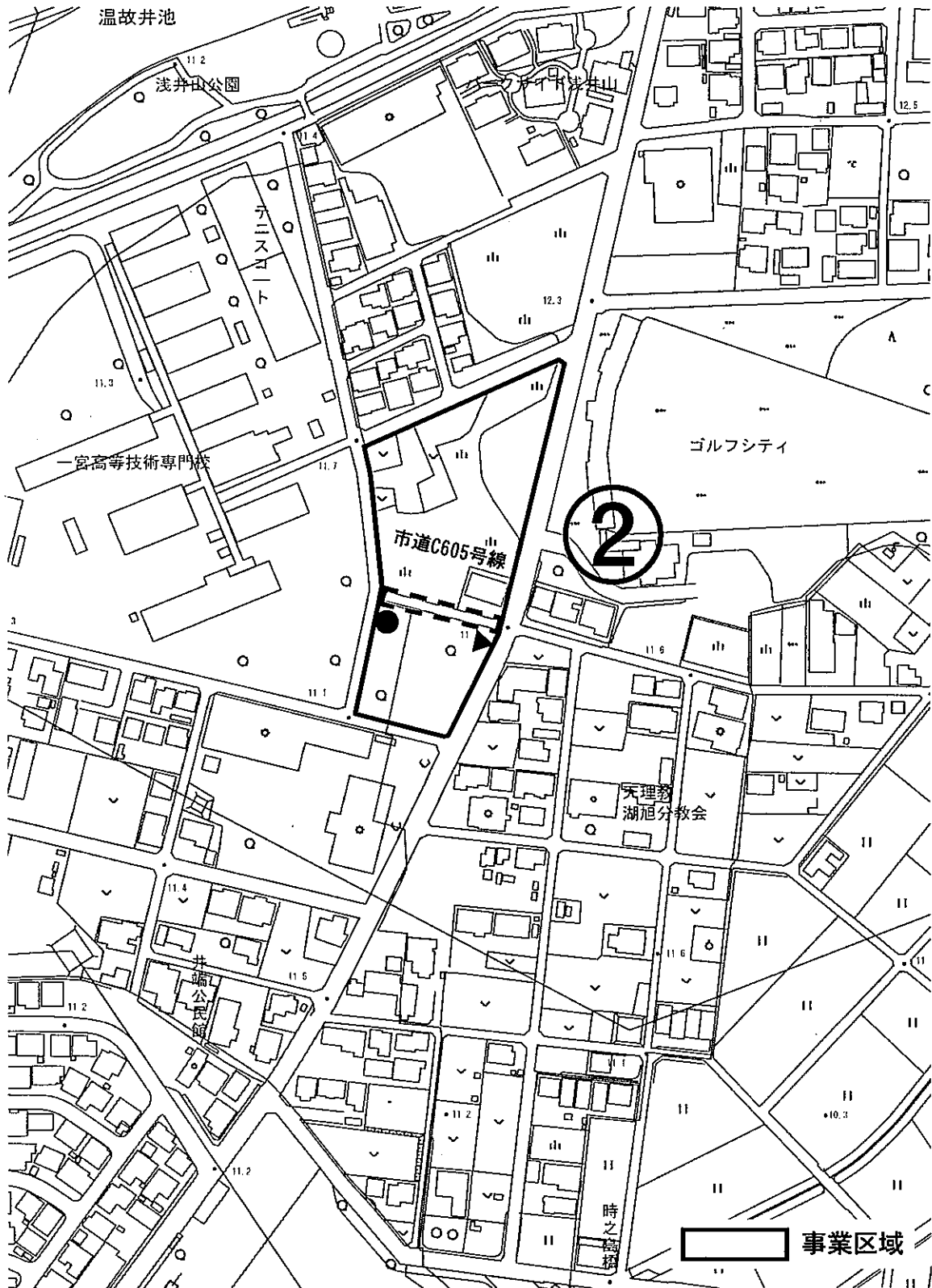
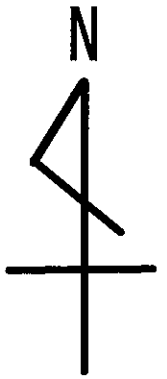
案内図

S=1 / 10,000



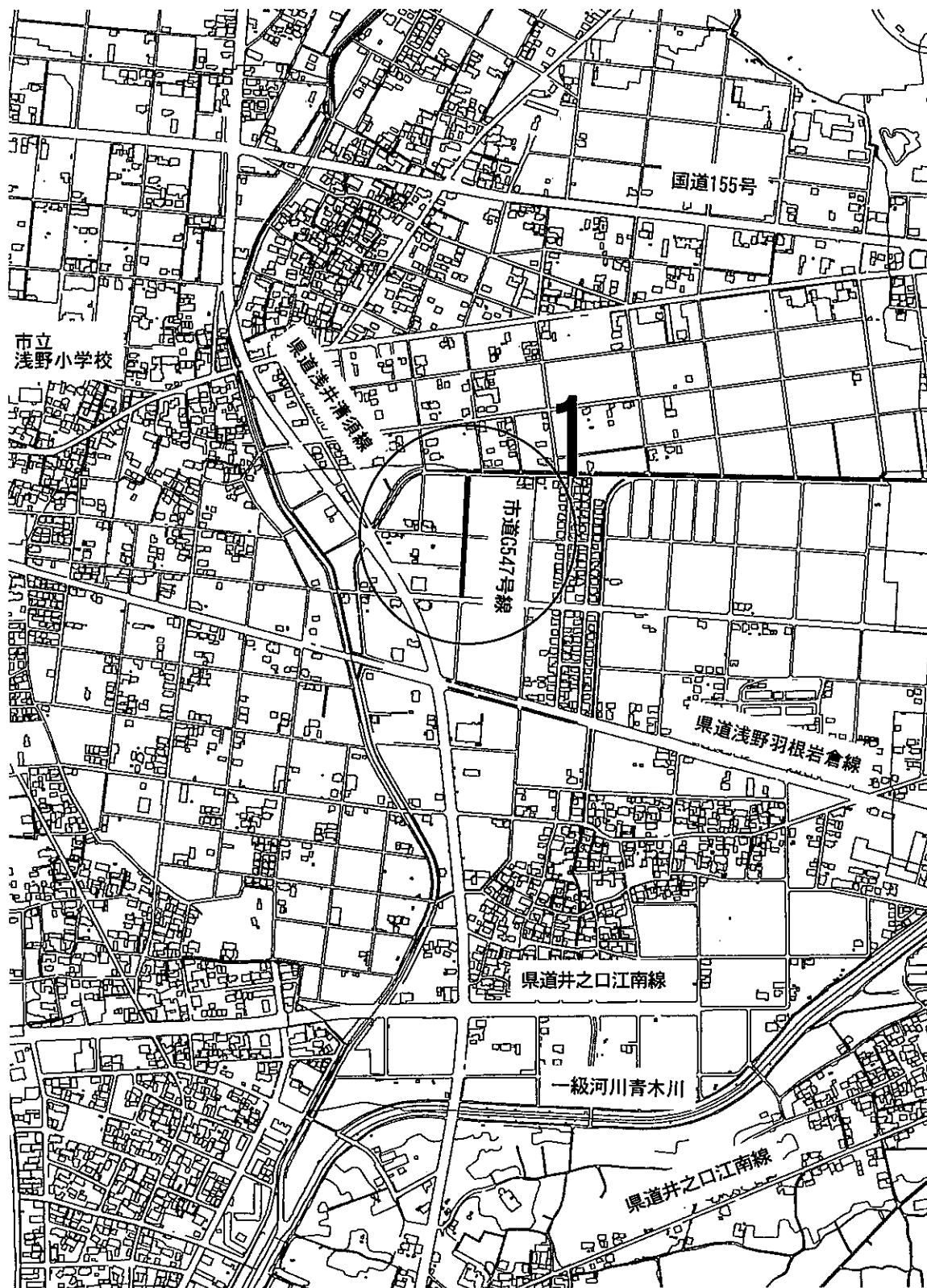
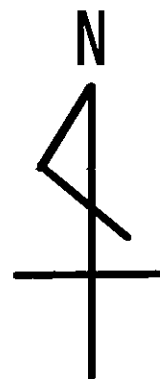
位置図

S= 1 / 2, 500



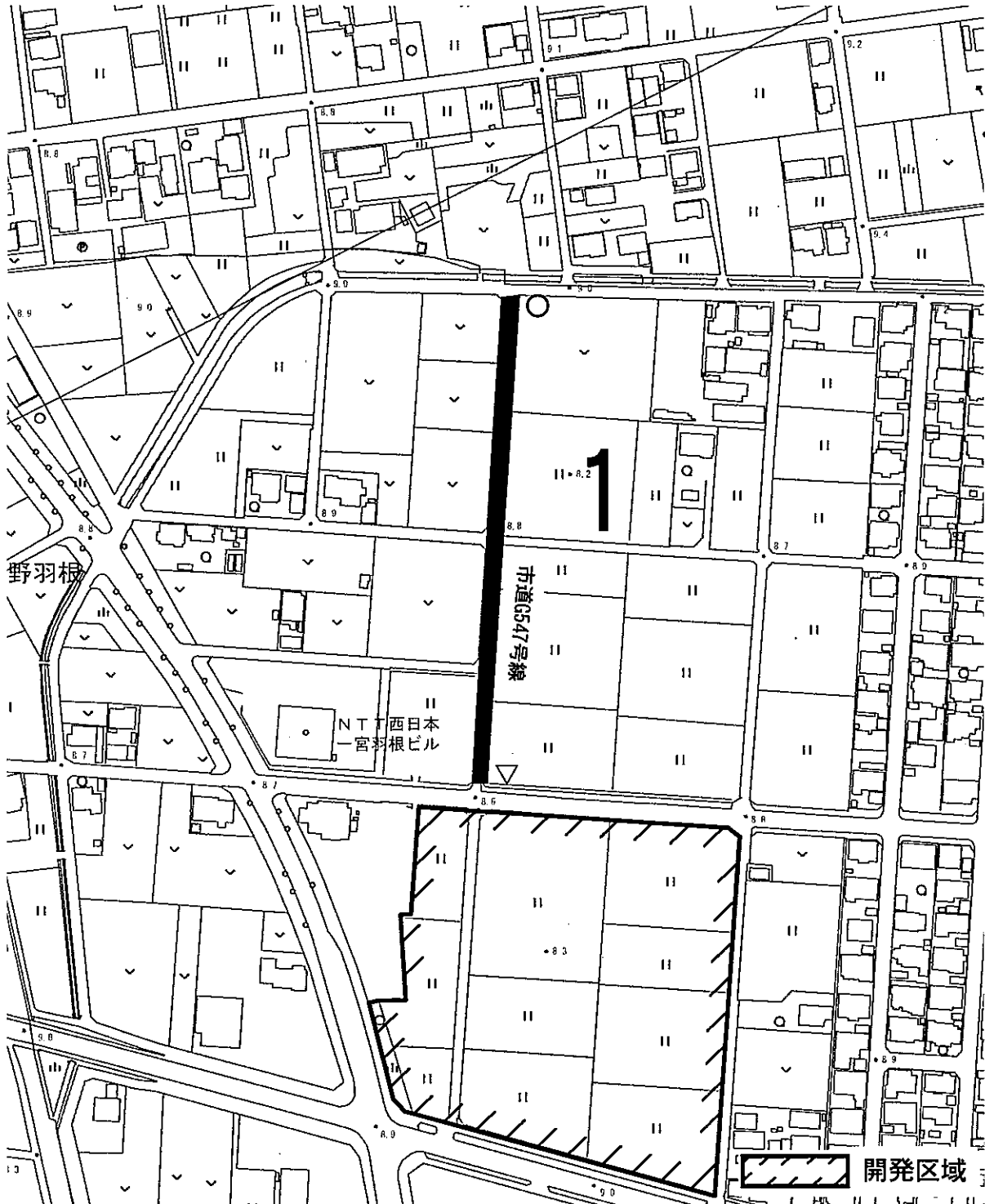
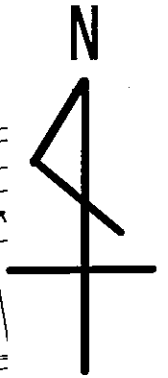
案内図

S=1 / 10,000



位置図

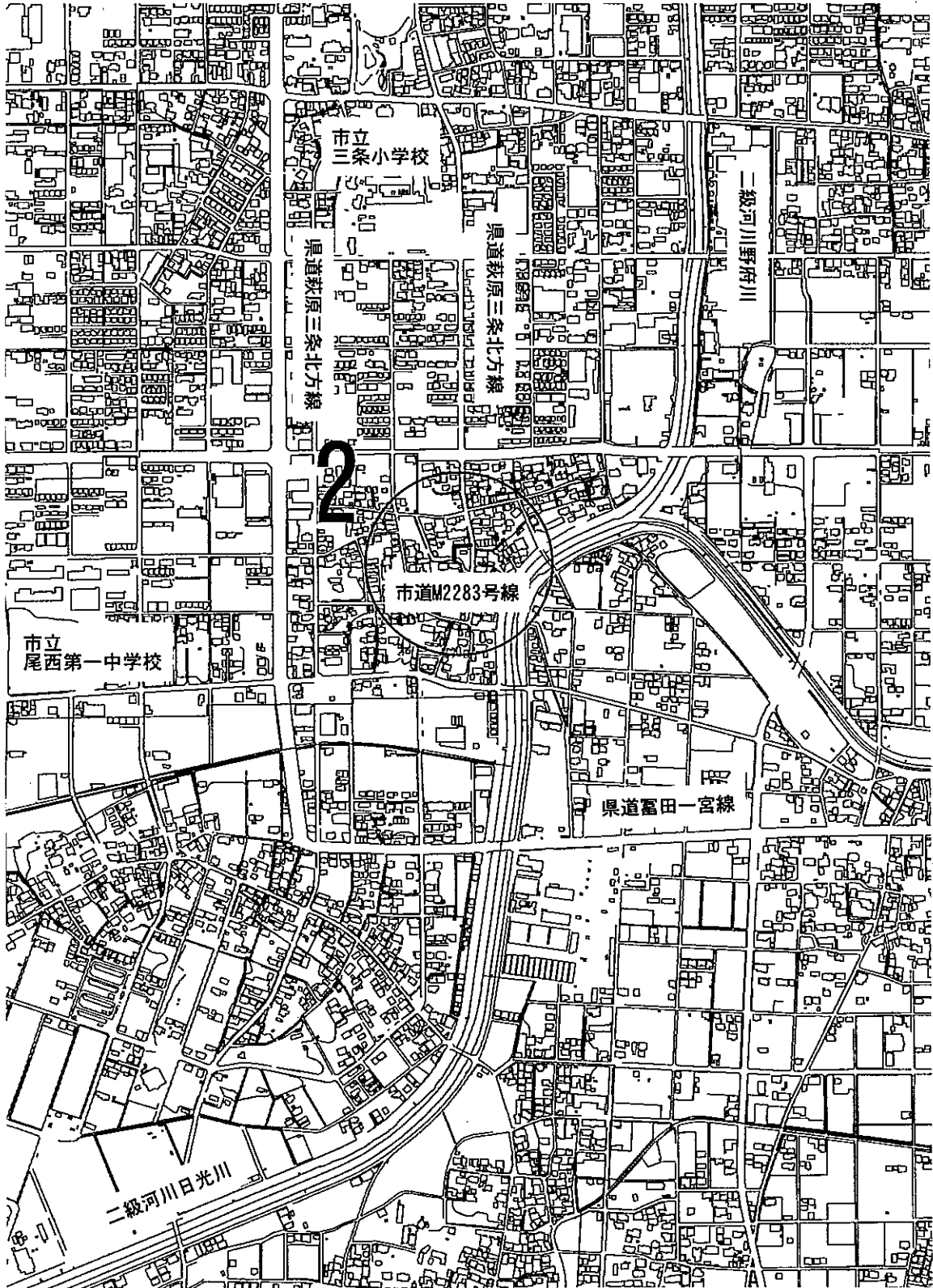
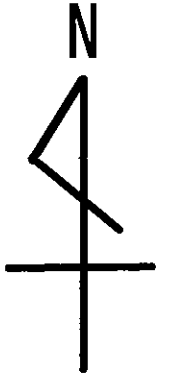
S=1 / 2,500



整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)	角切部幅員(m)
1	市道G547号線	195.80	4.0	起点 6.0 終点 8.0

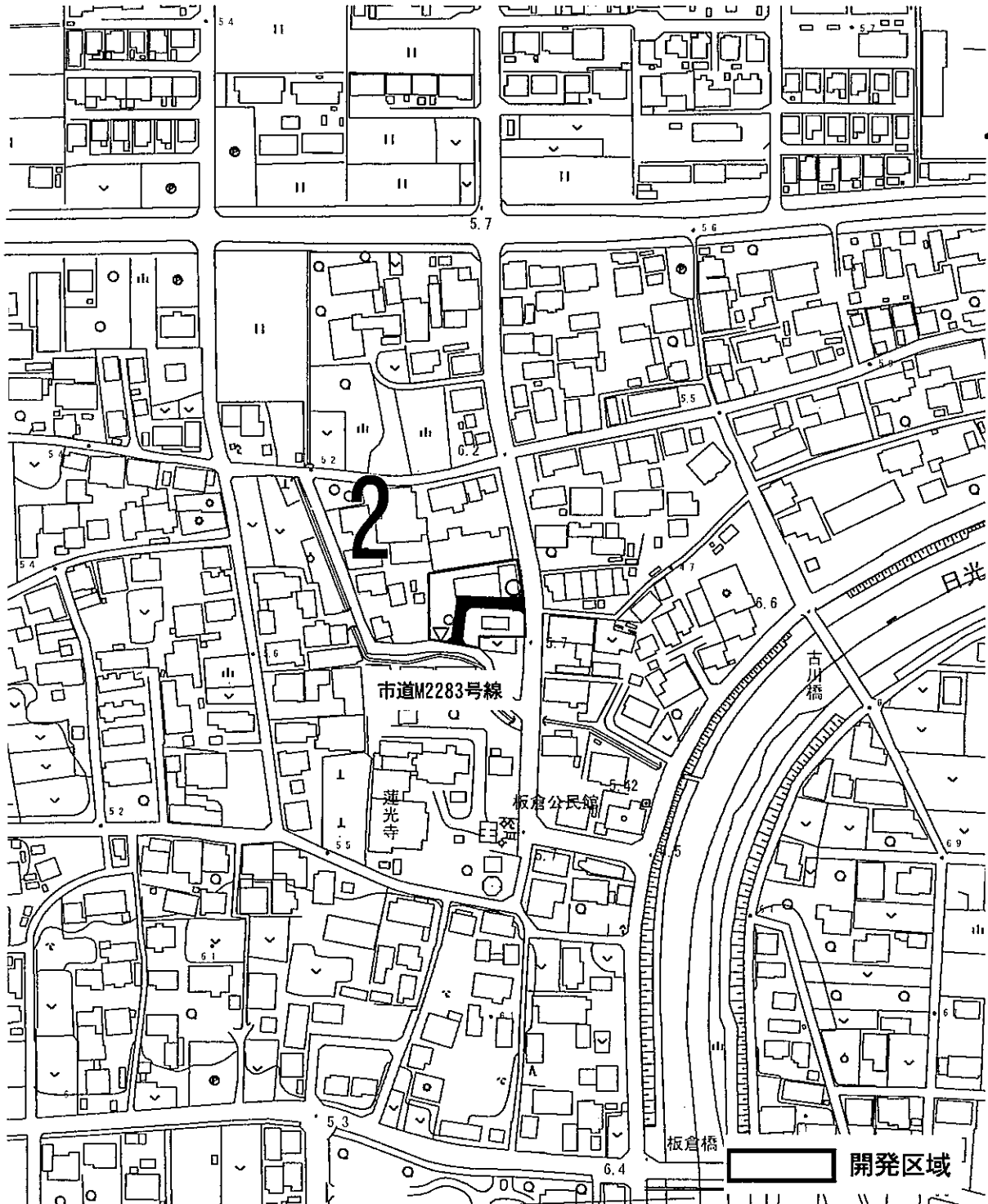
案内図

S=1 / 10,000



位置図

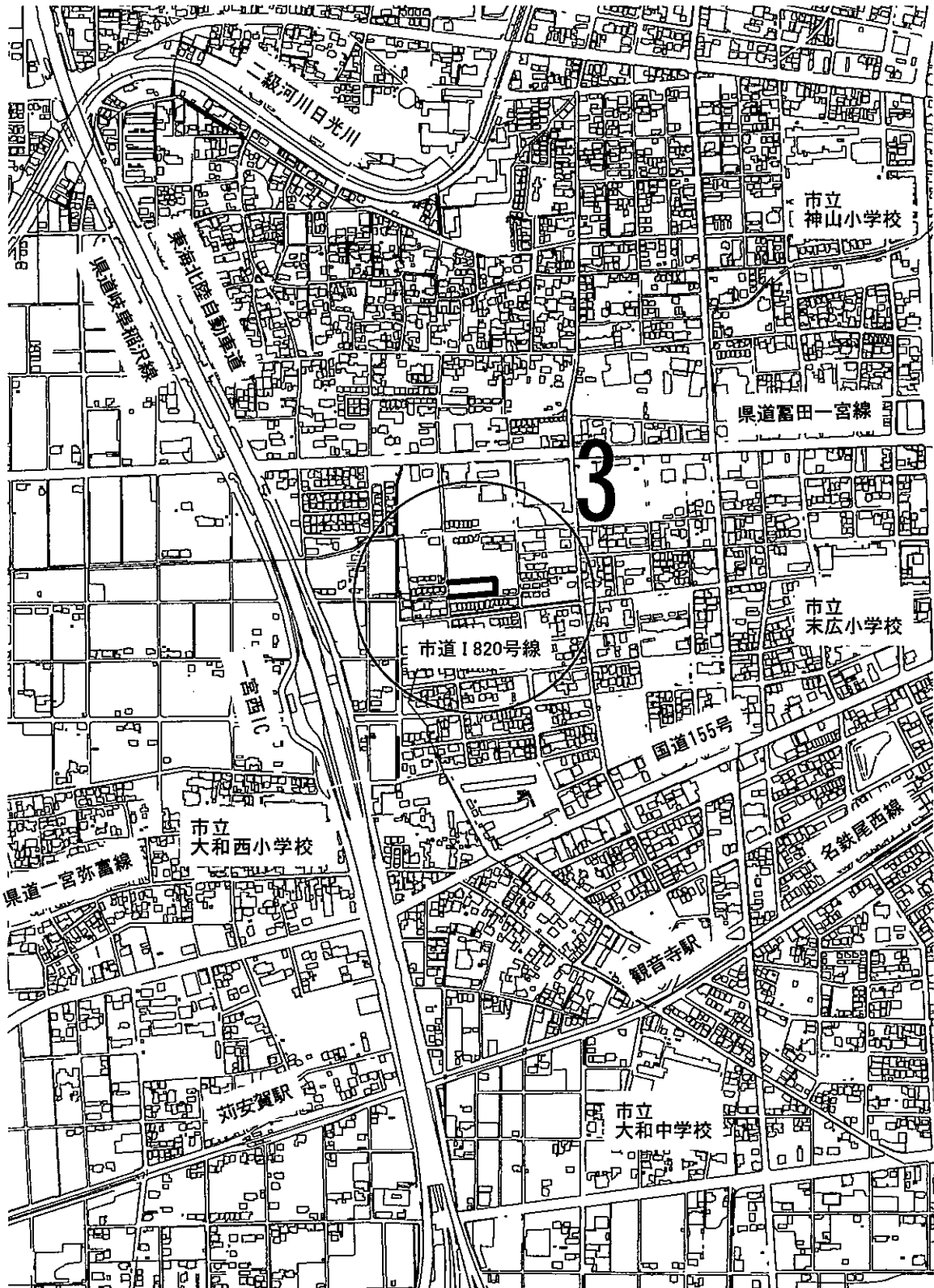
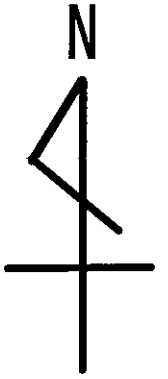
S= 1 / 2, 500



整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)	角切部幅員(m)
2	市道M2283号線	44.25	4.0	起終点 8.2

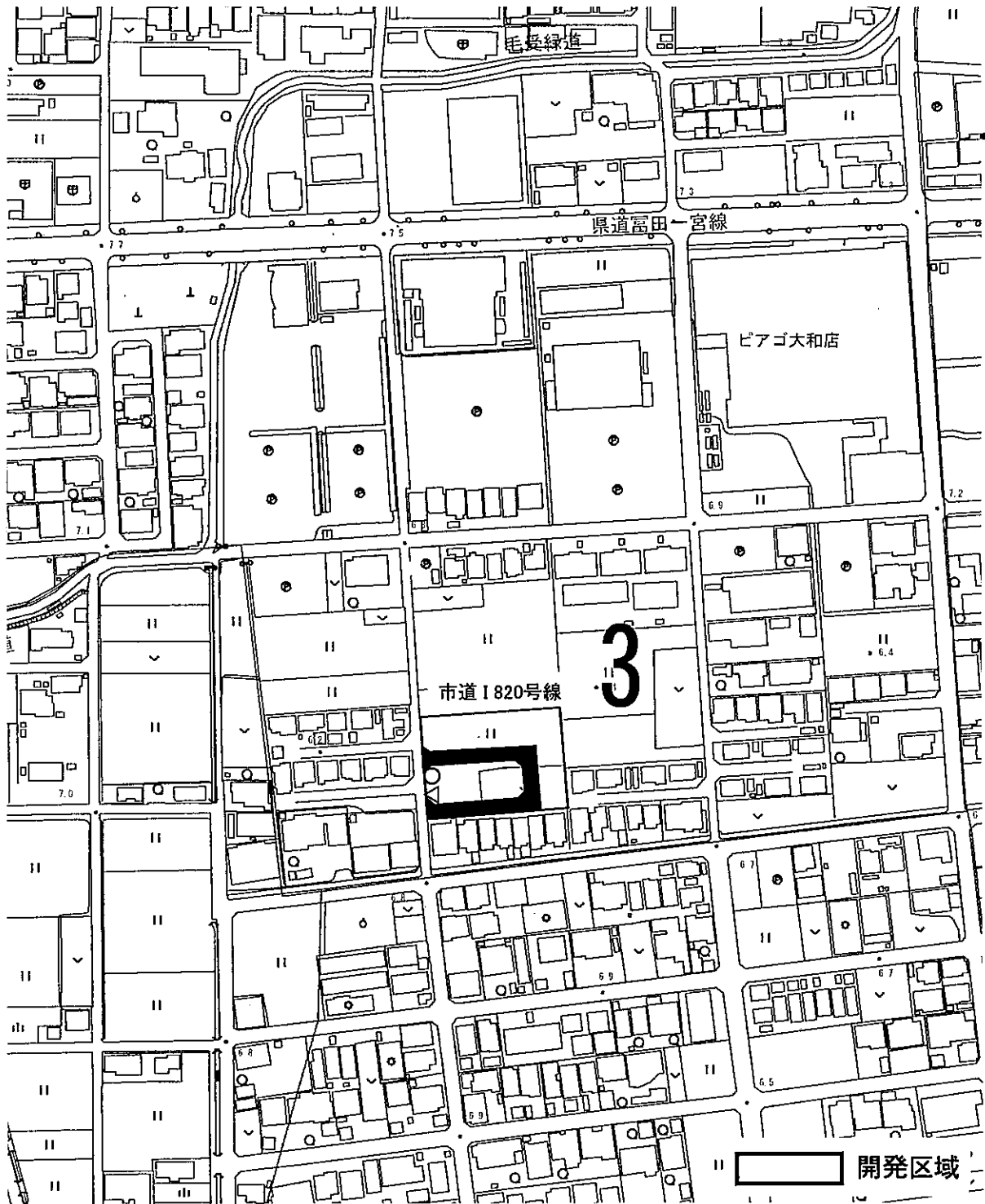
案内図

S=1 / 10,000



位置図

S= 1 / 2, 500



整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)	角切部幅員(m)
3	市道 I 820号線	109.52	4.0	起点 8.2 終点 7.5

令和2年度愛知県一宮市水道事業会計利益の処分について

令和2年度決算における愛知県一宮市水道事業会計未処分利益剰余金455,808,895円のうち251,000,000円を資本金に組み入れたいので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

一宮市長 中野正康

令和2年度愛知県一宮市下水道事業会計利益の処分について

令和2年度決算における愛知県一宮市下水道事業会計未処分利益剰余金678,168,489円のうち240,593,824円を資本金に組み入れたいので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

一宮市長 中野正康

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第1項、第2項第1号及び第4項の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和3年11月29日提出

一宮市長 中野正康

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)

1 第1項関係(和解)

専決処分年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの	所属
令和 3.10.5	令和 3.9.7	交通事故	なし	介護保険課

2 第2項第1号関係(和解及び損害賠償の額の決定)

専決処分年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの		所属
				うち損害賠償額	
令和 3.9.26	令和 3.8.19	交通事故	29,781円	1,561円	消防本部総務課
令和 3.9.30	令和 3.8.5	交通事故	808,654円	338,394円	資産税課

3 第4項関係(市営住宅の明渡し等を求める訴えの提起)

専決処分年月日	訴えの提起年月日	事件名	概要
令和 3.10.20	令和 3.10.21	名古屋地方裁判所一宮支部令和3年(ワ)第386号市営住宅明渡し等請求事件	市営住宅の不法入居者に対して市営住宅の明渡し等を求める訴えの提起